

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解				指定自治体の回答	内閣府整理
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討					
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	29209	石油コンビナート等災害防止法で定める特定道路の上空に設置されている配管等に係る規制緩和	<p>特定道路上に突き出して設置している蒸気配管として使用しているもの</p> <p>① 地盤面から5メートル以上の間隔を有して設置されているもの</p> <p>② ③の施設地区に隣接する特定道路の一端について、配管の突き出し部分の道路長手方向に係る延長合計が当該特定道路一端の長さの30%以内のもの</p> <p>また代替措置として災害の拡大防止のために、配管の突き出し部分の道路長手方向に係る延長合計が当該特定道路一端の長さの30%以内のもの</p> <p>なお状況如何に関わらず、現状よりも消防上不利となるような新たな突き出しを設置することは考えておらず、これは今回の提案の対象外とする。</p>	<p>水島コンビナートに立地する石油精製、石油化学事業者は、その直面上の競争環境の中引き続き国内での操業を継続していくため、各事業所においては原油処理能力の削減やエナンプラントの統合などの大規模な取組をはじめ、あらゆる場面で構造改善、事業連携などの合理化を進めてきた。今後は、本総合特区制度などを活用し高付加価値製品の製造拠点化など、持続的な成長を目指して取組を続けていくこととする。</p> <p>また代替措置として災害の拡大防止のために、配管の突き出し部分の道路長手方向に係る延長合計が当該特定道路一端の長さの30%以内のもの</p> <p>なお状況如何に関わらず、現状よりも消防上不利となるような新たな突き出しを設置することは考えておらず、これは今回の提案の対象外とする。</p>	1回目	総務省消防庁	特殊災害室	D	<p>特別防災区域に所在する事業所のうち、石油と高圧ガスを共に取り扱う事業所は、各種の装置が複雑に入り込んでおり、災害発生の際に被害の拡大の危険性が特に大きい。</p> <p>特定道路の幅員や配置は災害が発生した場合に、その拡大に大きな影響を与えるものであり、また、防災活動の実施の難易等に大きな影響を与えるものである。(石油コンビナート災害防止法五(七)条)</p> <p>この趣旨から石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十二条六で、「他の施設又は設備の全部又は一部が、特定道路等に突き出して設置されることとならなければならない」とされている。</p> <p>これは、災害発生時に備え、延焼防止活動の確保と隣接する施設地区への延焼防止活動の目的で規制されている。ただし、基準の特例として、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十二条の二において、「各条の規定により確保される安全性と同等の安全性を有し、かつ事業所の敷地の面積及び地形、当該事業所の周囲の状況その他の状況を勘案し、災害の発生の際の拡大防止に支障を及ぼさないもの」と認められた措置を講じている場合は適用しない」とされており、この特例措置を、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令の施行について(通知)において、具体例を示している。</p>	<p>石油コンビナート等災害防止法における現行基準に適合していない施設地区に存する設備の更新を行う場合には、現行基準へ適合する必要がある。</p> <p>本提案事項については、特定道路上に突き出して設置している蒸気配管が問題ではなく、蒸気エクステンション配管により、特定道路の幅員がとれていることが、現行基準に適合していない事項になることから、「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令の施行について(通知)」に記載の第十一条(特定道路の幅員)の特例による代替措置等での対応策も取れることから現行法令により対応が可能であると考えられる。</p> <p>なお、消防庁において計画段階であっても事前協議が可能であることから、本提案事項についても事前協議による対応が望ましい。</p>	<p>i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの</p> <p>ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を定めるための協議を継続するもの</p> <p>iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの</p> <p>iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの</p> <p>v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの</p> <p>vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>
					2回目						
ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	29210	揮発油税納税申告及び揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告及び移出入関連書類の電子化	<p>現在一部の書面についてイメージデータでの提出が許可されるにとどまっている揮発油税関係の手続きについて特別区域内の事業者の行う揮発油税関係手続きを、電子署名等の利用により電子的に行うことを可能とする。</p> <p>なお本件提案でその電子化を求める手続きは、具体的に次のとおりであり、本件提案にいう電子化とはイメージデータでの提出可能書面の範囲の拡大ではなく、WEB上で完了にその手続きが完了するまでは暫定的に電子ファイルの添付等での対応が可能とする。</p> <p>揮発油税及び地方揮発油税納税申告書・揮発油税航空機燃料用免税揮発油移入届出書</p> <p>揮発油税特定石油化学製品移入届出書</p> <p>揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書</p> <p>揮発油税特定用途免税揮発油移入届出書</p> <p>揮発油税未納税移入届出書</p> <p>揮発油税未納税移入届出書</p> <p>バイオエタノール等揮発油特例用揮発油税及び地方揮発油税申告書</p> <p>バイオエタノール等揮発油製造及び移出数量等報告書</p>	<p>水島コンビナートが直面している競争環境に対応し引き続き国内での操業を継続していくため、各事業所においては原油処理能力の削減やエナンプラントの統合などの大規模な取組を始め、あらゆる場面で構造改善、事業連携などの合理化を進めてきた。しかし各種法令・制度改正に基づくコスト削減は、コンビナート内での努力の及ばないものもある。これらについて一層の合理化を図ることで、水島コンビナートが世界のコンビナートと競争していく上で対等な競争環境を整備し、アジア有数の競争力を持つ「モデルコンビナート」を実現し、企業の海外流出による我が国の産業空洞化を防ぎ、本県の持続的な成長と良質な雇用の確保を図る。</p>	1回目	国税庁	消費税室	<p>【1】</p> <p>・申告書提出の電子化(予算措置及び事業者側のシステム「揮発油データベース」整備を前掲) 平成32年3月</p> <p>・申告書提出の電子化(予算措置後開発) 平成30年4月施行</p> <p>【2】</p> <p>・移入届出書及び移入届出書提出の電子化(「予算措置及び事業者側のシステム「揮発油データベース」整備を前掲) 平成32年3月</p> <p>・移入届出書及び移入届出書提出の電子化(「揮発油データベース」整備を前掲) 平成30年4月施行</p>	<p>【1】</p> <p>揮発油申告書の電子申告については、「行政コスト削減のための基本計画」に記載されているところであり、予算措置を前掲として、揮発油申告書の電子申告対応について取り組んでいきたい。</p> <p>移出者が移入届出書を取得するための移入者との紙ベースでのやりとりについて、事業者の事務負担を軽減できるような、電子的に作成された移入届出書や移入届出書を電子的に提出することができるようにするためのe-Taxの改修についても、予算措置を前掲として、改修方法を検討してまいりたい。</p> <p>なお、移入者による移入の事実の証明手続きにつき、移入者側が電子署名を付した上で移出者に電子的に移入届出書を交付し、当該移入届出書を、移出者が納税申告書の添付書類としてe-Taxにより電子的に提出することは、国税関係法令に係る行政手続等における情報連携の技術の利用に関する省令(オン化省令)など、法令上の規制はないものと思料。</p> <p>また、移入者による移入の事実の証明手続きにつき、移入者側が電子署名を付した上で移出者に電子的に移入届出書を交付し、当該移入届出書を、移出者が納税申告書の添付書類としてe-Taxにより電子的に提出することは、国税関係法令に係る行政手続等における情報連携の技術の利用に関する省令(オン化省令)など、法令上の規制はないものと思料。</p> <p>また、移入者による移入の事実の証明手続きにつき、移入者側が電子署名を付した上で移出者に電子的に移入届出書を交付し、当該移入届出書を、移出者が納税申告書の添付書類としてe-Taxにより電子的に提出することは、国税関係法令に係る行政手続等における情報連携の技術の利用に関する省令(オン化省令)など、法令上の規制はないものと思料。</p> <p>また、移入者による移入の事実の証明手続きにつき、移入者側が電子署名を付した上で移出者に電子的に移入届出書を交付し、当該移入届出書を、移出者が納税申告書の添付書類としてe-Taxにより電子的に提出することは、国税関係法令に係る行政手続等における情報連携の技術の利用に関する省令(オン化省令)など、法令上の規制はないものと思料。</p>	<p>・揮発油税電子申告化については「電子化が必要である手続きについては、添付書類も含め、電子化の徹底を図る」という行政手続き部会ととりまとめる際の原則を踏まえ、事業者の意見を反映しつつ着実に進めていきたい。また電子的に作成された移入届出書や移入届出書を電子的に提出することができるようにするためのe-Taxの改修についても引き続き検討していきたい。</p> <p>・「揮発油データベース」部分については、水島特区の目的とする点は事務負担の軽減でありデータベースの構築そのものではない。このため、31年度実施に向けた揮発油申告書の電子化に当たって、行政手続きコストの削減が効果的に実現されるよう、事業者の意見を踏まえて検討していきたい。</p> <p>・移入届出書及び移入届出書の提出等に係る代替策】</p> <p>・30年税制改正の成立後は、改正後の法令で一定の場合の移入届出書の添付義務がなくなるとされ、一定の事務負担軽減につながる。移入届出書のやり取り及び保存の電子化に向けた検討と併せて、事業者の一層の負担軽減に向けて着実に進めていきたい。</p>	
					2回目						